平成21年度 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果 概要

(1) 地方公共団体のグリーン購入取組実態調査

グリーン購入(環境負荷の低減に資する物品等を優先的に購入すること)を広く普及する上で、地域の大口消費者である地方公共団体が果たす役割は非常に大きく、一層の取組の推進が求められている。

本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況を調査し、今後のグリーン購入の推進方策 検討の基礎資料とすることを目的として平成13年から継続して実施している。

<調査概要>

1)調査対象と調査方法

〇調査対象:すべての地方公共団体のグリーン購入担当部局(環境担当部局または調達担当部局)

(1,844 団体、平成 21 年 9 月 1 日時点)

〇調査時期:平成21年9月~平成21年10月

〇調査方法: すべての地方公共団体に宅配便にて調査票を配布し、メールまたは郵送で回収(一部、 FAX での回答含む)

※組織的なグリーン購入の取組状況に関する設問のみ、調査票が未回収の区市、町村に対して、 電話等による聞き取りも実施し、集計結果に反映

2) 設問

アンケートにおける主な設問は、以下のとおりとなっている。過去の調査と比較するための継続実施項目の他、グリーン購入の進展に合せた選択肢や新たな調査項目の追加等を考慮した。

- 〇グリーン購入の進捗状況(理解度、参考情報、取組規模、分野別実施状況、効果、阻害要因等)
- ○調達方針の策定状況、方針や実績の公開状況、独自分野の取組等
- 〇グリーン購入法の特定調達物品等の普及状況、対象に追加すべき/見直すべき製品分野 等
- 〇平成 20 年度の調達実績
- 〇意見·要望等

3)回答の概要

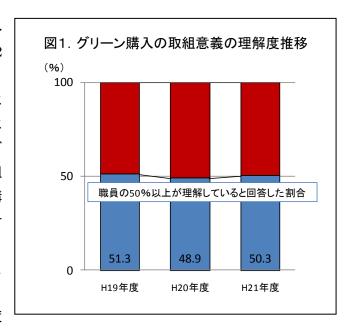
【表 団体別の回収数】

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令市	65	65	100.0
区市	788	657	83.4
町村	991	714	72.0
合計	1,844	1,436	77.9

※政令市については、平成21年9月1日時点の18都市で集計。

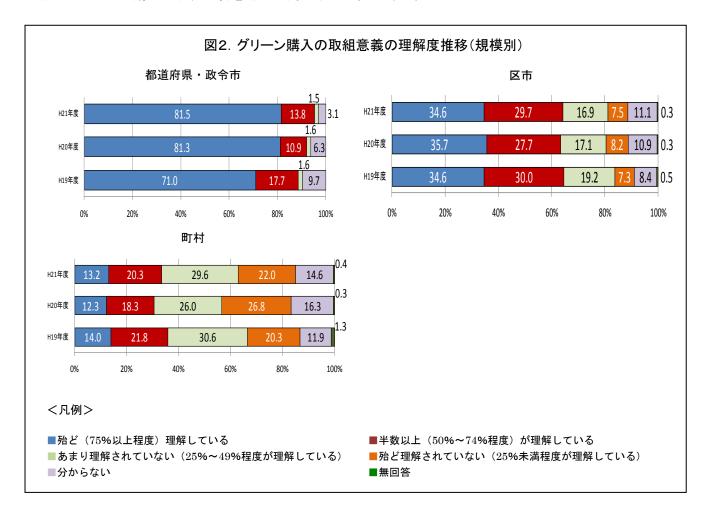
〇グリーン購入の取組意義の理解度

地方公共団体のグリーン購入の取組は、地域への普及等の観点から非常に意義がある。また第 2 次循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)においても、平成 27 年度までにすべての地方公共団体が組織的にグリーン購入に取り組むことが目標とされ、各地方公共団体はグリーン購入の積極的な取組が求められている。組織的なグリーン購入を推進する上では、組織を構成する職員への理解の浸透が不可欠である。集計結果では、「職員の 50%以上が理解している」と回答した割合が、平成 20 年度より 1.4%増加し、50.3%となった。



都道府県・政令市においては、「75%以上程度

が理解している」、「50~74%程度が理解している」と回答した割合が 95.3%、区市においては 64.3% となり、職員の理解度はおおむね高まってきている。しかし、町村では 33.5%にとどまっており、町村向けにグリーン購入の取組意義をさらに周知する必要がある。

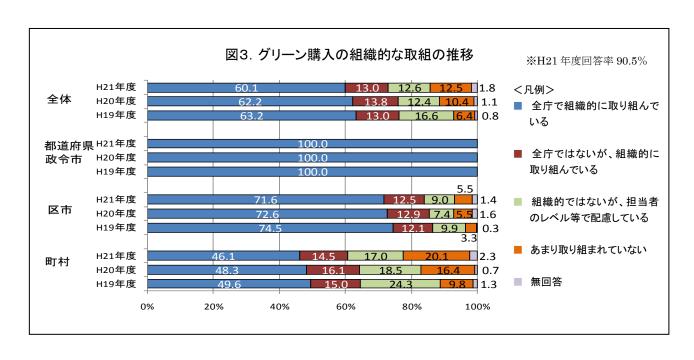


〇グリーン購入の組織的な取組

紙類や文具類、各品目においてどれか一つでもグリーン購入に組織的に取り組んでいると回答した地方公共団体の割合(「全庁で組織的に取り組んでいる割合」と「全庁ではないが組織的に取り組んでいる割合」の合計)は全体の 73.1%となり、前年と比べやや 2.9 ポイント減少した。

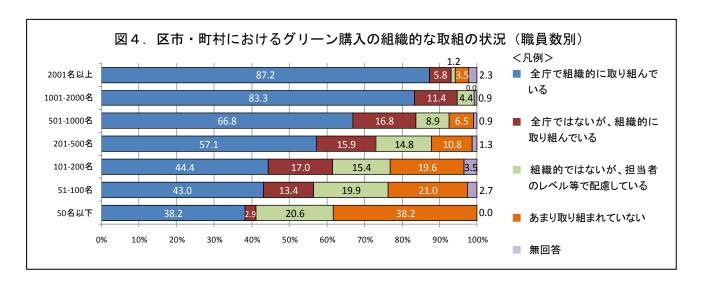
これはできるだけ多くの地方公共団体の取組状況を把握するため、この設問のみ調査票が未回収の区市(政令市を除く)、町村に対し、追加調査を行った結果を反映したことによる影響と推察される。しかし、実数で比較すると 247 団体の増(平成 21 年度:1,219 団体、平成 20 年度:972 団体)となっており、地方公共団体の取組自体が縮小しているわけではないと考えられる。

また、グリーン購入に組織的に取り組む市町村は、人口の比較的多い都府県(埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫)に加え、富山、福井、三重、滋賀、京都、鳥取、愛媛などに多い。今後は、これらの地域における取組状況を詳細に調査し全国に水平展開することができないか、検討する必要がある。



区市(政令市を除く)と町村に対しては、職員数とグリーン購入の組織的取組の関係についても調査 を実施した。図4のとおり、職員数の多い地方公共団体ほど組織的に取り組んでいる割合が高く、職員 数が50名以下の地方公共団体では41.1%にとどまっている。

グリーン購入に取り組めない原因は、人的余裕がないことが理由の一つとなっている。しかし、50 名以下の地方公共団体であっても環境に配慮されたコピー用紙や再生プラスチックを使用した文具類 を調達する等、グリーン購入に組織的に取り組んでいる地方公共団体は存在する。今後はこういった取 組を拡大することが有効と考えられる。

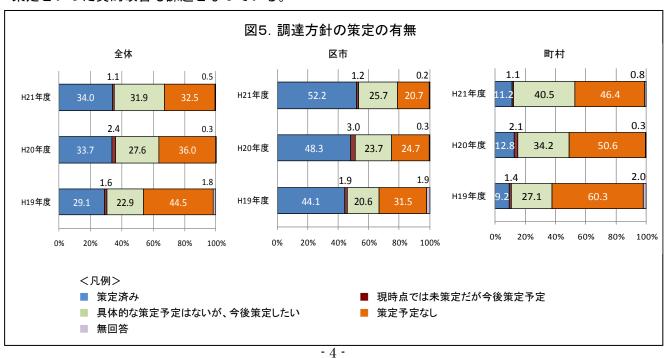


〇調達方針の策定

グリーン購入に関する調達方針を策定している割合は、全体の34.0%と過去最高の値を示した。

平成 18 年度から全ての都道府県・政令市において調達方針は策定済みとなっている。また、区市に おいて調達方針を策定している割合は上昇しており、「組織的な取組」からより進んだ「調達方針を策 定して実施する」といった質的改善が認められる。

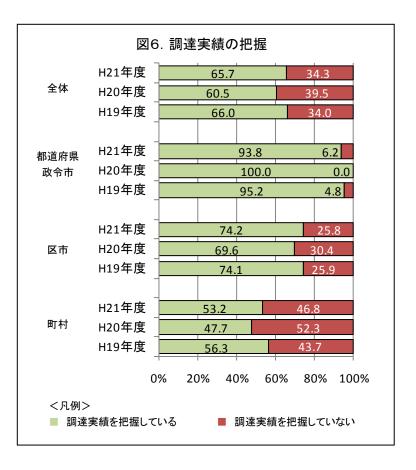
一方、町村では調達方針の策定割合は約1割であり、組織的な取組を増やすこととともに調達方針の 策定といった質的改善も課題となっている。



〇調達実績の把握

グリーン購入の組織的取組において、調 達実績を把握することは、地方公共団体の 方針や目標、計画に照らして取組が十分で あったかどうか実態を明らかにすると同 時に、課題を整理し、次への対応策を検討 するために重要である。

紙類や文具類など、各分野においてどれか一つでもその調達実績を把握している地方公共団体の割合は全体の 65.7%となった。



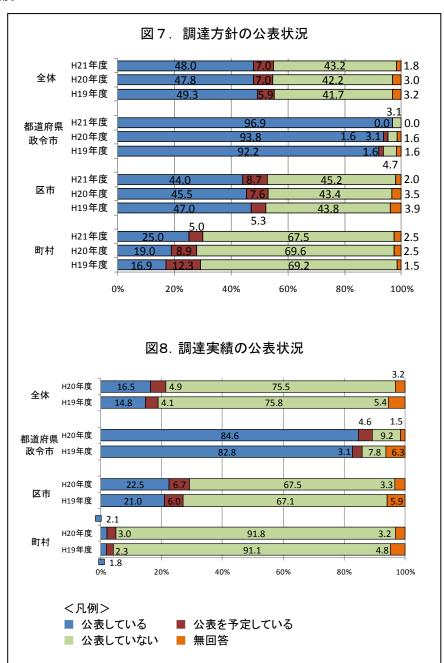
〇調達方針及び調達実績の公表の状況

グリーン購入の組織的取組において、調達方針及び実績を公表することは、地方公共団体が自ら設定した方針に沿って取り組むことを対外的に宣言し、その取組を評価するために必要である。

地方公共団体が率先して調達方針や調達実績を公表することは、他の地方公共団体や組織に取組を波及させる効果があり、地域の企業に環境配慮型製品の製造・販売を促す効果もあると考えられる。

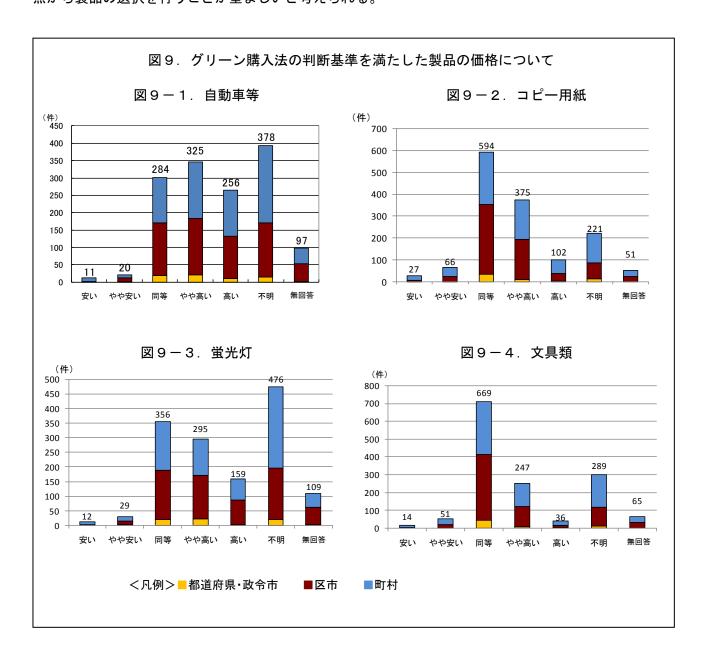
既に調達方針を策定している団体のうち、調達方針を「公表している」と回答した割合は 48.0%であった。町村では「公表している」と回答したのは 25.0%であった。

平成20年度の調達実績を把握している831団体のうち「公表している」と回答した割合は全体の16.5%であった。都道府県・政令市の公表状況は84.6%と高い。経年変化を見ると、全ての分類で公表している割合が増加した。



〇グリーン購入製品の価格

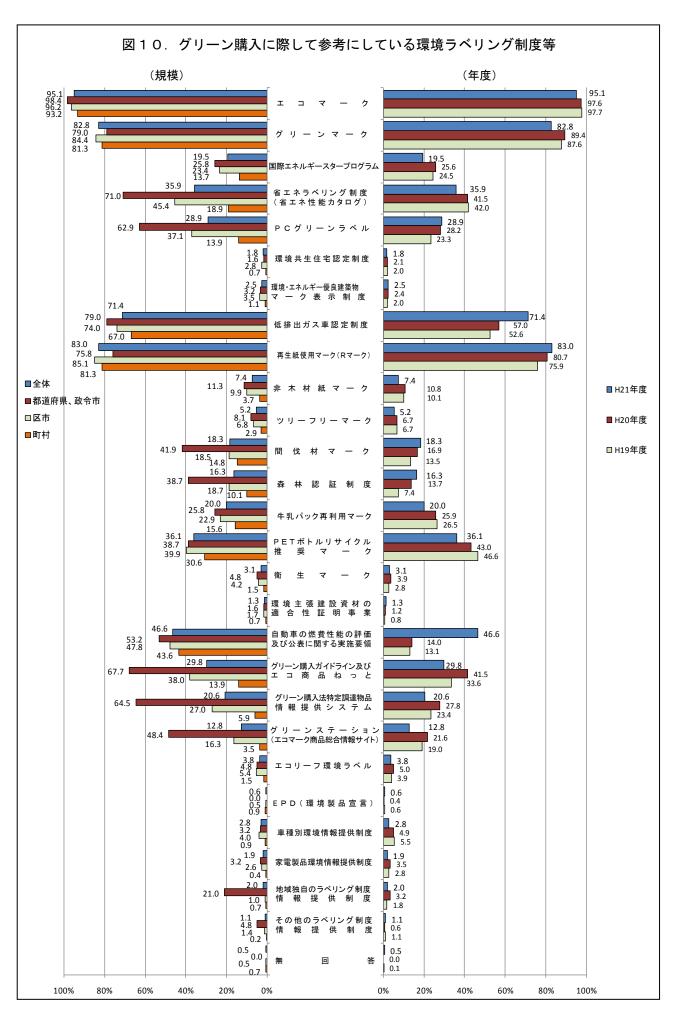
グリーン購入法の判断基準を満たした製品において、従来品より高いと答えた回答の割合が多かったのは、照明(蛍光灯)と自動車等であった。買うときの製品の値段は高くても、電気や燃料などのランニングコストを含めると全体のコストが低い場合があるため、ライフサイクル全体を通じたコストの観点から製品の選択を行うことが望ましいと考えられる。



○グリーン購入に際して参考にしている環境ラベリング制度

80%を超える地方公共団体から参考にされている環境ラベリング制度は、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「再生紙使用マーク(Rマーク)」の3つであり、順位は例年と変化はない。

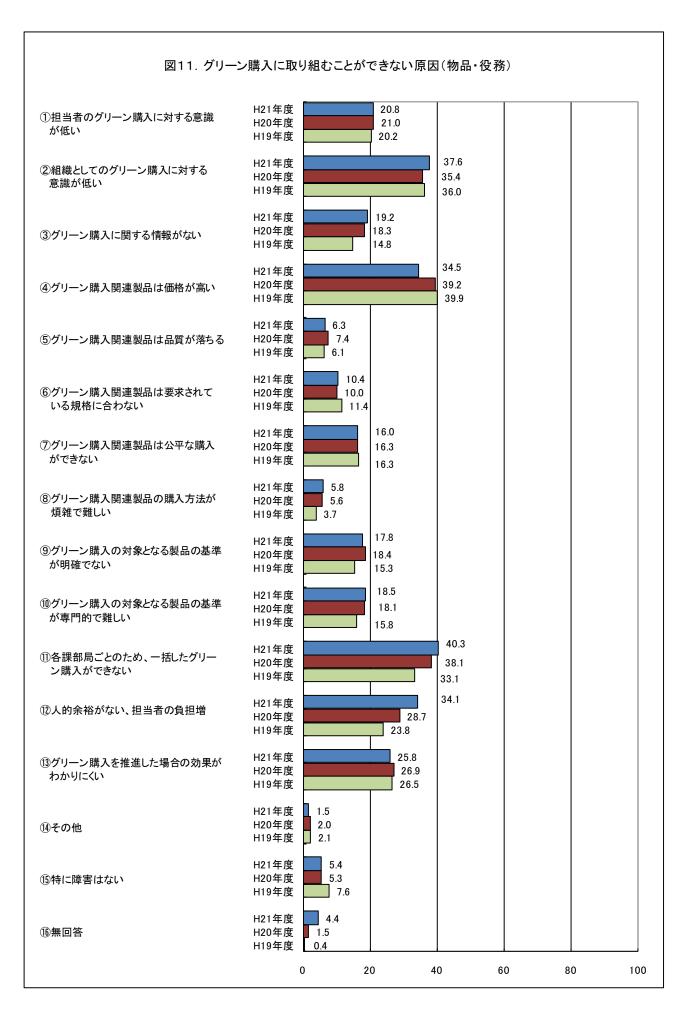
エコマークやグリーンマークはどの団体の分類においても多く参考にされているが、「国際エネルギースタープログラム」、「省エネラベリング制度(省エネ性能カタログ)」やウェブサイトによる情報提供であるグリーン購入ネットワークの「グリーン購入ガイドライン」及び「エコ商品ねっと」、環境省の「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」及び(財)日本環境協会の「グリーンステーション(エコマーク商品総合情報サイト)」は団体の分類別により利用の差がある。特に「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」は、都道府県・政令市が 64.5%、町村が 5.9%と利用状況に差があった。



〇グリーン購入に取り組むことができない原因

物品・役務においてグリーン購入に取り組むことができない原因については、①「各課部局ごとに調達が行われているため、一括したグリーン購入ができない」が最も多く 40.3%であった。続いて②「組織としてのグリーン購入に対する意識が低い」が 37.6%、④「グリーン購入関連製品は価格が高い」が 34.5%、②「人的余裕がない、担当者の負担増」が 34.1%であった。

都道府県・政令市では④「グリーン購入関連製品は価格が高い」と⑥「グリーン購入関連製品は要求されている規格に合わない」が高く 41.5%であった。区市では⑪「各課部局ごとに調達が行われているため、一括したグリーン購入ができない」が最も多く 46.4%であった。町村では⑫「人的余裕がない、担当者の負担増」が最も多く 41.5%であった。



[参考]

グリーン購入に取り組む際に地方公共団体で参考とされている環境ラベルや環境配慮型製品データ ベースの例です。

(1)環境ラベルの例

・エコマーク

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格(ISO14024)に則った我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。

(財)日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で 運営されています。

http://www.ecomark.jp/



・グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを 古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクル の促進を図ることを目的としています。(財) 古紙再生促進センターが運営 しています。

http://www.prpc.or.jp/



国際エネルギースタープログラム

パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費 電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、 EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。

http://www.eccj.or.jp/ene-star/prog/index.html



・省エネラベリング制度(省エネ性能カタログ)

省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。

http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html





・低排出ガス車認定制度及び燃費性能の評価・公表制度

〇低排出ガス車認定制度

自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が運営している制度です。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm

★★★★ 低排出ガス車 9217年 92723 = 75 Nam 819347 (ROZE)

○燃費性能の評価・公表制度

自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を 5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および 25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示します。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/ondan.htm



(2)環境配慮型製品データベースの例

・グリーン購入特定調達物品提供システム

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html

・グリーンステーション

http://www.greenstation.net/

・グリーン購入ガイドライン及びエコ商品ネット

http://www.gpn-eco.net/